

神戸大学地域連携推進本部ボランティア支援部門の利用等に関する学生団体等の登録要項

第1【目的】

神戸大学地域連携推進本部規則第8条4項に定められた神戸大学地域連携推進本部ボランティア支援部門(以下、ボランティア支援部門)の業務内容の内、神戸大学生によるボランティア団体(以下、学生団体)へのボランティア・社会貢献活動に係る支援を実施するにあたり、対象となる学生団体をボランティア支援部門支援団体として登録するために必要な事項をこの要項で定める。

第2【登録の要件】

利用登録の対象となる学生団体は、以下のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 神戸大学に籍を置く学部生・大学院生(以下「学生」という)を中心に構成されていること。
- (2) 学生によるボランティア活動・社会貢献活動を専らの目的とすること。
- (3) ボランティア支援部門からの各種照会に対応できること。
- (4) 政治上の特定の主義を、特に強く推進または支持ないし反対することを専らの目的としていないこと。
- (5) 特定の政党や公職の候補者もしくは公職にある者を支持・推薦・反対する活動をしていないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、信者を教化育成すること等を目的としていないこと。

第3【登録団体等への支援】

1 ボランティア支援部門は、登録された学生団体(以下「登録団体」という)に対して、以下を提供する。

- (1) ボランティア支援部門に寄せられた学生ボランティア関係情報の提供
- (2) ボランティア支援部門が学生団体支援用に用意した機材等の使用
- (3) 登録団体の活動・運営に関する相談対応
- (4) 登録団体と学内外関係機関との連携に関する支援
- (5) その他、ボランティア支援部門の業務内容に合致する範囲での支援等

2 登録団体がこれらを利用する際にはボランティア支援部門の指導を受けるものとする。

3 登録団体はこれらを自らの責任において利用するものとし、関連して生じた事故等についてボランティア支援部門はその責任を一切負わないものとする。

第4【登録の申請】

ボランティア支援部門への登録を希望する学生団体は、所定の申請用紙(別紙：様式1)に必要事項を記入しボランティア支援部門に提出するものとする。

第5【登録の内容】

1 登録を希望する学生団体等は、以下の各項目を記入の上申請し、ボランティア支援部門の承認を得て登録される。

- (1) 団体名
- (2) 団体の連絡先(住所、電話番号、E-mail アドレスなど)
- (3) 主な役職者氏名及び連絡先
- (4) 設立年
- (5) 活動目的
- (6) 活動内容
- (7) 構成員数(内、神戸大学生数)
- (8) 主な活動場所
- (9) 団体の公益性についての説明、法人格の有無
- (10) 関連団体・協力団体・上部組織等について
- (11) その他、ボランティア支援部門が必要と認める項目

2 登録された内容は、ボランティア支援部門より、地域連携推進本部長に報告される。

3 登録団体は、申請した内容に変更が生じた場合、すみやかにボランティア支援部門に届け出て、登録内容の変更を行わなければならない。

4 登録団体は、登録内容に関して、ボランティア支援部門から照会を受けた場合、すみやかに説明および資料提示等に応じなければならない。

5 学生団体の登録に関してボランティア支援部門が取得した個人情報は、この要項ならびに地域連携推進本部規則第8条4項に定めるボランティア支援部門の業務の範囲でのみ利用され、他の目的には利用されないものとする。

第6【登録の取り消し】

登録団体等において以下に掲げる事由が発生した場合、ボランティア支援部門は該当する登録団体へ通知することなく、その登録を取り消すことが出来る。

- (1) 登録団体の活動実態が認められない場合
- (2) 登録内容に虚偽が発覚した場合
- (3) 第3条に定めたボランティア支援部門が提供する各種支援の利用にあたり、指導に従わなかった場合
- (4) 登録団体の活動が、第2条に掲げた登録の要件に適合しないと認められる場合
- (5) その他、本要項に規定する事項を守らない場合

附 則

1 この要項は、令和4年4月1日から施行する。